

## 【「電子的診療情報連携体制整備加算」に係る掲示について】

○当院は、「電子的診療情報連携体制整備加算2」の施設基準に係る届出を行っております。

### 【施設基準】

- ・オンライン請求を行っております。
- ・診療報酬明細書を患者に無償で交付しております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・医師が、オンライン資格確認システムを利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・マイナ保険証利用率が、30%以上。
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しております。
- ・明細書発行に関する事項、医療 DX 推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイトに掲載しております。
- ・下記の1及び2を満たしております。
  - 1 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の(イ)から(ハ)の全てを満たすものを活用する体制を有していること。
    - (イ) 当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。
    - (ロ) 登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。
    - (ハ) 当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。
  - 2 以下の(イ)及び(ロ)を満たすこと。
    - (イ) 診療情報提供料(I)の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。
    - (ロ) 当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

左記の施設基準を満たしていることから、令和8年6月の診療報酬改定に伴い、

**令和8年6月1日より「電子的診療情報連携体制整備加算2」を算定**させてい

ただきます。

### 「電子的診療情報連携体制整備加算2」の算定点数

| 診療行為 | 算定頻度 | 点数 |
|------|------|----|
| 初診時  | 月に1回 | 9点 |
| 再診時  | 月に1回 | 2点 |

※正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

横浜市総合保健医療センター診療所

センター長 塩崎一昌